

●香川県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年10月2日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市菅沢町字大畑1046番10地先から 高松市菅沢町字大畑1046番12地先まで	21.9~32.0	26	平成24年香川県告示 第126号で変更した 区域
高松市菅沢町字大畑1046番14地先から 高松市菅沢町字大畑1046番15地先まで	5.8~24.4	39	
高松市東植田町字尾尻谷4191番17地先から 高松市東植田町字尾尻谷4191番2地先まで	7.7~8.2	22	
高松市東植田町字尾尻谷4195番6地先から 高松市東植田町字尾尻谷4195番6地先まで	4.0~6.5	19	
高松市東植田町字尾尻谷4195番6地先から 高松市東植田町字尾尻谷4195番6地先まで	4.4~7.0	11	
高松市東植田町字大浴4202番13地先から 高松市東植田町字大浴4202番13地先まで	3.3~10.1	20	
高松市東植田町字大浴4202番13地先から 高松市東植田町字大浴4202番13地先まで	3.6~8.3	13	

- 4 供用開始の期日 平成24年10月2日